

# 2020 年 期 実務補習所 考査問題

## 【公認会計士の業務に関する法規 及び職業倫理】

＜注意＞

この問題は、実務補習機関一般財団法人会計教育研修機構に設置されている実務補習所において実施した考査の問題を、出題科目及び出題内容に沿ってまとめたものです。

当機構に無断で、問題を複製・転載し使用することを一切禁じます。

また、問題に関するお問い合わせには応じられません。



Japan Foundation for Accounting Education & Learning

## <職業倫理>

**問** 公認会計士が専門業務を実施する際に遵守すべき5つの基本原則について、以下の問に答えなさい。

1. 5つの基本原則について、それぞれの概要を答えなさい。
2. 5つの基本原則のうち、違法行為への対応の際にとりわけ留意して行動しなければならないものを2つ答えなさい。
3. 倫理規則における基本原則間の相反する状況又は関係を認識した場合の対応に関する下記の文章の空欄①～②に当てはまる適切な語句を答えなさい。

会員は、相反する状況又は関係を速やかに是正するために、（ ① ）を適用し、その状況又は関係が、ある組織に関連する、又は組織内でのものである場合、その組織の（ ② ）と協議すべきかどうかを判断しなければならない。

**問** 『《Engage in the Public Interest 社会に貢献する公認会計士》は、2013年7月に日本公認会計士協会が定めたタグラインです。公認会計士が会計及び監査の専門家として活動し、当協会は、公認会計士の業務の信頼の維持・向上のための指導・監督を行います。そして、公認会計士と当協会が社会に貢献する存在であり続けたいという想いを、このタグラインに込めています。』（日本公認会計士協会 Annual Report2020 より）

このタグラインに関連し、以下の問に答えなさい。（注：タグラインとは、企業のコンセプトや理念を表現し、どのような商品やサービスを提供しているのか分かりやすく伝える言葉。）

1. 公認会計士が会計及び監査の専門家として活動する際に、社会に貢献することを求められる理由を答えなさい。
2. 公認会計士が社会に貢献する存在であり続けるために、倫理規則が果たす役割について、あなたの考えを述べなさい。
3. 日本公認会計士協会が行う以下の自主規制の意義について、あなたの考えを述べなさい。
  - (1) 継続的専門研修（CPE 制度）
  - (2) 品質管理レビュー制度

**問** 企業等所属会員に関連して以下の問に答えなさい。

1. 企業等所属会員に適用されないものを以下の語群から全て選び、選んだ番号を答えなさい。

### 【語群】

- ①：現任会員との交代
  - ②：セカンド・オピニオン
  - ③：成功報酬
  - ④：広告
  - ⑤：依頼人の資産の保管
  - ⑥：会員相互間の行為
  - ⑦：利益相反
  - ⑧：基本原則に違反するプレッシャー
  - ⑨：財務報告及び意思決定に連動する報酬やインセンティブを含む金銭的利害
  - ⑩：情報の改竄及び業務上知り得た情報の利用
2. 2019年改正により、違法行為への対応に関する指針の第2部において、企業等所属の会員が、違法行為又はその疑いに気付いた場合の対応が定められた。なぜ会計事務所等所属の会員だけではなく、企業等所属の会員に対しても違法行為への対応が求められるのかを答えなさい。

### <職業倫理（精神的独立性）>

**問** 公認会計士が次の①から⑤の行為を行った場合、それぞれ【参考資料】に示す日本公認会計士協会倫理規則の第3条から第7条までのどの基本原則の違反となる可能性があるか、該当する基本原則の名称を答えなさい。もし、基本原則の違反となる可能性がないと考えられる場合には、「該当なし」と記載をなさい。

また、③と④については、倫理規則に抵触すると考える場合は、該当条文を引用して、理由を説明しなさい。

- ① デュー・ディリジェンス業務の補助者として会社を訪問しているときに、会社担当者からその業務の前に実施された複雑な企業再編にかかる会計処理について質問を受けた。あまり得意な領域ではないものの会社担当者が早急に答えが必要ということで正しいと思われる会計処理の仕訳を提示し説明を行った。
- ② デュー・ディリジェンス業務の補助者として会社を訪問しているときに、会社担当者からその業務の前に実施された複雑な企業再編にかかる会計処理について質問を受けた。あまり得意な領域ではなかったため、その分野のM&A支援を専門とする事務所を持つ旧知の友人に会社から入手した資料をつけてメールで質問を行った。
- ③ 有価証券報告書の財務諸表以外のところをチェックしているときに投資家にとって重要と思われる情報が抜けていることに気が付き会社担当者に質問したところ、これを開示すると株価に悪影響を及ぼす可能性があるため記載を省略したいという回答があった。ルールでは明確にそれを開示することを求めている事項ではなく、会社はファイナンスを計画している状況で会社担当者がそう考える理由もあることから特に指摘をしなかった。
- ④ 業務が忙しく自分自身の税務申告書を作成する時間が取れず、一部の収入について資料の整理ができなかったため、その収入は除外をして申告を行った。
- ⑤ 監査業務において、理由のよく判らない差異があり会社担当者に質問をしたところ、多忙を理由に回答を待ってほしいと言われた。会社担当者の状況は理解でき、日頃から誠意をもって対応してもらっていることから、その日のうちに監査手続を終了する必要があったため追加的な対応はしないこととした。

#### 【参考資料】 日本公認会計士協会倫理規則からの抜粋

（基本原則の遵守）

第2条 会員は、専門業務を実施するに際し、次条から第7条までに定める基本原則（以下「基本原則」という。）を遵守しなければならない。

（基本原則1 誠実性の原則）

第3条 会員は、常に誠実に行動しなければならない。次のような報告その他の情報であると認識しながら、その作成や開示に関与してはならない。

- 一 重要な虚偽又は誤解を招く陳述が含まれる情報
- 二 業務上必要とされる注意を怠って作成された陳述又は情報が含まれる情報
- 三 必要な情報を省略する又は曖昧にすることにより誤解を生じさせるような場合において、当該情報を省略する又は曖昧にする情報

2 会員は、前項各号の情報が含まれていることを知ることになった場合には、当該情報への関与を速やかに中止しなければならない。

（基本原則2 公正性の原則）

第4条 会員は、職業的専門家としての判断又は業務上の判断を行うに当たり、先入観をもち、利益相反を回避し、また他の者からの不当な影響に屈せず、常に公正な立場を堅持しなければならない。

2 会員が直面する状況又は関係が、先入観や利益相反を生じさせ、会員の職業的専門家としての判断に不当な影響を与える場合、会員は専門業務を提供してはならない。

（基本原則3 職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則）

第5条 会員は、適切な専門業務を依頼人又は雇用主に提供できるよう、職業的専門家としての能力を必要とされる水準に維持しなければならない。

2 会員は、専門業務を提供するに当たって、適用される職業的専門家としての基準及び技術的基準を遵守し、職業的専門家としての正当な注意を払わなければならない。

3 会員は、当該会員の指示の下で業務を行う者が専門業務を実施するに当たって、適切な訓練及び監督を受けていることを確認しなければならない。

4 会員は、専門業務に存在する固有の限界につき、必要に応じて、専門業務の依頼人、雇用主及びその専門業務の利用者に説明し、理解を得なければならない。

(基本原則 4 守秘義務の原則)

第 6 条 会員は、正当な理由なく、業務上知り得た情報を他の者に漏洩し、又は自己若しくは第三者の利益のために利用してはならない。

2 会員は、業務上知り得た情報を利用しているのではないかという外観を呈することがないよう留意しなければならない。

－ 中略 －

(基本原則 5 職業的専門家としての行動の原則)

第 7 条 会員は、常に職業的専門家としての自覚を持ち、また、職業的専門家としての基準及び法令等を遵守し、いやしくも会員全体の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為を行ってはならない。

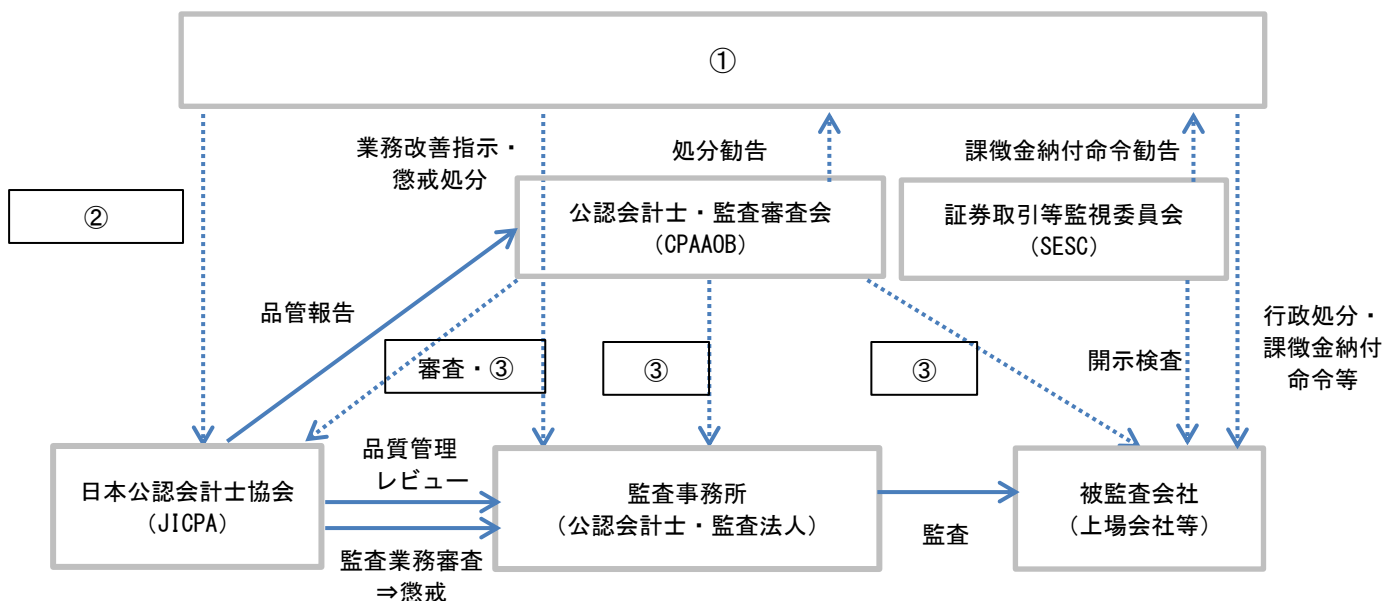
2 会員は、自己及び自己の専門業務に関し、専門業務の開発や外部への宣伝をする際に、会員としての評判を損なうようなことをしてはならない。

3 会員は、正直かつ誠実でなければならず、誇張した宣伝及び他の者と自己との根拠のない比較をしてはならない。

### < 監査事例研究 >

**問** 日本公認会計士協会の自主規制と金融庁の行政処分について、以下 1. ～3. の問いに答えなさい。

1. 日本公認会計士協会の自主規制と金融庁の行政処分との関係について、以下の空欄①～③に当てはまる適切な語句を末尾の【共通語群】から選び答えなさい。



2. 日本公認会計士協会の自主規制の取組について、以下の空欄①～③に当てはまる適切な語句を末尾の【共通語群】から選び答えなさい。

(1)	職業規範（倫理規範及び実務指針等）の整備
(2)	継続的専門研修（CPE）制度
(3)	①
(4)	②
(5)	③

3. 日本公認会計士協会の懲戒処分の種別について、以下の空欄①～④に当てはまる適切な名称を末尾の【共通語群】から選び答えなさい。

種別	内容
①	会員及び準会員の義務違反（会則違反）に対し、その責任を確認しその将来を戒める懲戒処分
会員権停止	会員及び準会員の義務違反（会則違反）に対し、会則によって会員及び準会員に与えられた権利を一定期間に亘り停止する懲戒処分
②	会費の長期滞納及び変更登録義務違反の準会員が会員権停止1年の懲戒処分を受けてもなお事態の改善が見られない場合の懲戒処分
③	会員及び準会員の義務違反に対し、協会から <input type="text" value="③"/> する懲戒処分
④	金融庁長官の行う登録の抹消又は監査法人に対する解散命令その他の懲戒処分の請求

【共通語群】

公認会計士・監査審査会	日本公認会計士協会	常務理事会	金融庁
日本経済団体連合会	企業会計基準委員会	倫理委員会	検査
品質管理レビュー制度	紛議調停委員会	登録の抹消	削除
証券取引等監視委員会	綱紀審査制度	行政処分請求	除名
日本取引所自主規制法人	財務会計基準機構	監査委員会	戒告
監査・規律審査制度	業務改善命令	退会勧告	禁止

以 上



Japan Foundation for Accounting Education & Learning